主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人稲葉誠一の上告趣意は憲法違反を主張するけれども、その実質は刑訴法違反を主張するに過ぎないものと認むべきであるから、刑訴四〇五条所定の適法な上告理由に当らない。

被告人Bの弁護人大貫大八の上告趣意第一点は原審において控訴趣意として主張されず、従つて原審の判断を経ていない事項であるから上告適法の理由とならない。同第二点は誘導尋問であり、それは違法であるとの刑訴法上問題を前提として、事実誤認乃至原判決の採証を非難するに過ぎないものであつて、刑訴四〇五条所定の上告理由に当らない。

被告人Cの弁護人長谷川寧の上告趣意の前提とする刑訴四一一条は上告理由を定めたものではなく、上告裁判所の職権による原判決破棄の事由を定めたものであることは、夙に当裁判所の判例とするところである(昭和二四年新(れ)第五号、同年七月二二日大法廷判決、判例集三巻七号一三六九頁)。論旨は結局量刑不当を主張するものと認むべきであるから、刑訴所定の上告理由に当らない。

なお、記録を調べても、本件につき同四――条を適用すべき事由あるを認め難い。 よつて、同四―四条、三八六条―項三号により、裁判官―致の意見によつて、主 文のとおり決定する。

昭和二七年九月二九日

最高裁判所第二小法廷

 裁判長裁判官
 霜
 山
 精
 一

 裁判官
 栗
 山
 茂

 裁判官
 小
 谷
 勝
 重

 裁判官
 藤
 田
 八
 郎

 裁判官
 谷
 村
 唯
 一
 郎